

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 国民年金事業は国が管掌しており、市町村はその一部について、国民年金法や国民年金市町村事務処理基準等の根拠法令等に基づき、実施が義務付けられた法定受託事務等を行っている。・ 市町村は、特定個人情報のやりとりを含む次の事務を、法定受託事務等として実施している。<ul style="list-style-type: none">被保険者からの請求の受理等及び請求等に関する事実の確認日本年金機構に対する進達(受理した請求書を送付する事務)受付処理簿への請求の受理や請求等の結果(日本年金機構から送付される資料に基づく)の記録市民からの問い合わせに対する対応等日本年金機構からの照会に対する回答・ なお、被保険者からの請求等に対する決定や、保険料の徴収等の事務は、国(厚生労働大臣から委託・委任された日本年金機構)が行う。
③システムの名称	異動検索システム、保険料免除等処理システム、住民記録システム、年金相談用可搬型窓口装置、統合番号連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 異動検索システム関係ファイル、(2) 保険料免除等処理システム関係ファイル、(3) 統合番号連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 第46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下『主務省令』という。)第24条の2 第1号及び第3号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<p>請求先</p>	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>横浜市役所健康福祉局生活福祉部保険年金課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話 045-671-2418</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順を事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・個人番号又は特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄したことを複数人で確認し、特定個人情報削除記録簿に記録を残す。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 畑岸 真哉	保険年金課長	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0016 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	
平成31年1月4日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年8月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年8月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	231-0017 横浜市中区港町1-1	231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	異動検索システム、保険料免除等処理システム、住民記録システム、ねんきんネット、統合番号連携ファイル	異動検索システム、保険料免除等処理システム、住民記録システム、市区町村用ねんきんネット、統合番号連携ファイル	事後	
令和3年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計測か	平成30年12月1日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	平成30年12月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年11月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	異動検索システム、保険料免除等処理システム、住民記録システム、市区町村用ねんきんネット、統合番号連携ファイル	異動検索システム、保険料免除等処理システム、住民記録システム、年金相談用可搬型窓口装置、統合番号連携システム	事後	
令和3年11月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
令和3年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計測か	令和3年4月30日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	
令和3年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和3年5月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計測か	令和3年9月30日 時点	令和4年6月30日 時点	事後	
令和4年10月3日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和3年10月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計測か	令和4年6月30日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年7月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年7月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 第31項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下『主務省令』という。)第24条の2 第1号及び第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 第46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下『主務省令』という。)第24条の2 第1号及び第3号	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計測か	令和5年3月31日 時点	令和6年9月30日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(入手)	事後	
令和6年12月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	新様式施行に伴う追加
令和6年12月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		<p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順を事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・個人番号又は特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄したことを複数人で確認し、特定個人情報削除記録簿に記録を残す。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	新様式施行に伴う追加
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	